

令和元年度みやぎ県民大学「自主企画講座」実施要項

1 事業の目的

県民の多様な学習要求に応えるため、提案型の学習講座を開設し、課題解決に向けた学習機会を提供することにより、県民がより豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう支援する。

2 企画競争の実施

社会が著しく変化する中で、県民は年代や地域毎に様々な課題に直面している。それらの課題を解決するためには、より実践的な学習が必要となる。

このことから、講座を開設するに当たっては、県民の課題を的確に把握し、その解決のために自主的に活動している生涯学習グループ等の団体に委託することとし、委託先として相応しい団体を選定するため、講座開設の企画提案書を公募し企画競争を行う。

3 委託業務の内容

委託業務は、課題解決のための学習講座開設に関する下記の内容とし、業務の実施に当たっては、提出された企画内容に基づき、宮城県教育庁生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）と受託団体が別に協議して決定する。

- (1) 講座内容の企画（講座運営の詳細な計画立案等）
- (2) 講座参加者の募集（募集要項作成、広報、受講者決定等）
- (3) 講座の実施（受講者への通知、会場設定、講師依頼、講座運営等）
- (4) 講座の評価（受講者アンケートの実施、評価等）
- (5) 成果品（実施報告書）の作成と提出

4 委託講座数 2講座以内

5 委託する団体の資格要件

- (1) 県内に事務所を有し、生涯学習に関する講座を開設する能力を有する非営利団体であること。
- (2) 団体の規約等が整備され、総会や理事会等の意思決定機関が設置され、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 法人格の有無は問わないが、独立した団体であり、事業実施時の責任体制が確立されていること。

6 講座企画の条件

(1) 講座の内容

県民が豊かで生きがいのある生活を送るための課題解決を目的とした内容

(2) 講座総時間数及び講座回数

イ 講座の総時間数は、4時間以上10時間以内とする。ただし、上限については、宮城県教育庁教育次長（以下「教育次長」という。）が認める場合はこの限りでない。

ロ 1回の学習時間単位と回数は、講座内容により受託団体が決定する。

講座開講例：1回の学習時間単位2時間、回数3回（総時間数6時間）

(3) 受講者 講座内容により実施団体が決定する。

(4) 開設期間 令和元年9月1日から令和2年3月6日まで

(5) 受講者定員 1講座 原則30人以上

(6) 講師 学習内容に合わせて、受託団体が選定する。

(7) 学習方法 学習方法は、講義や講演のほか、受講者自身が参加できる討議・実習・見学等、学習内容に適したものとする。

- (8) 受講料 受講料は、原則無料とする。ただし、教育次長が認める場合に限り、受講者に還元される費用（教材費、実習費、保険料等）を徴収することができるものとする。
- (9) 実施場所 受託団体に決定する。
- (10) 修了証の授与 実施時間のおおむね4分の3以上出席した受講者に対しては、受託団体の代表者名で修了証を授与する。
- (11) 経費の内訳
- イ 報償費（講師・助言者謝金）
 - ロ 旅費（講師・助言者事務連絡旅費）
 - ハ 需用費（テキスト・開催要項・修了証等作製印刷代、消耗品代等）
 - ニ 食糧費（講師・助言者昼食、飲料水等）
 - ホ 役務費（ハガキ・切手代、講師保険料等）
 - ヘ 使用料及び賃借料（会場使用料、機材等借り上げ料等）
 - ト その他
- ※ 講座を実施するために必要となる経費（受講者負担分を除く）の総額が下記「7 事業費」に記載する金額の範囲内であり、予算項目の設定及び項目毎の内訳が適切であると判断される企画提案書を審査対象とする。
- (12) 講座終了後の提出書類
- 各受託団体の長は、事業終了後1か月以内に下記書類を作成し、教育次長に提出する。
- イ 実施報告書（様式2）
 - ロ 事業決算書（様式3）
 - ハ 受講者名簿（様式4）
 - ニ 受講者の構成・アンケート集計表（様式5）
 - ホ 講座についての事業評価（様式6）
 - ヘ 業務完了報告書（様式7）
 - ト 実施したアンケート原本
 - チ 参考となる資料（写真、開催要項、テキスト、受講者の感想等）
 - リ その他教育次長が必要と認める書類
- (13) その他
- 受託団体は、受講申込者に対して、受講の可否等の連絡を講座開講日の前日までに行うこととする。

7 事業費 1講座当たり10万円以内（消費税を除く。）

8 委託期間 契約締結日から令和2年3月6日まで

9 企画提案書

- (1) 業務の受託を希望する団体は、企画提案書（様式1）を作成し、団体規約を添付し、別に定める期限まで生涯学習課へ提出する。
- (2) 1団体が提出できる講座企画提案書は1講座分とする。

10 企画競争の方法

- (1) 公募により提出された企画提案書及び団体規約を審査し、2講座以内を選定する。
- (2) 企画提案書の審査は、生涯学習課内に設置する審査会で行う。
なお、内容について、提案者からの説明（プレゼンテーション）の機会を設ける。

11 説明会の実施

委託業務及び企画提案書提出に関する募集説明会を実施する。

日時：令和元年7月1日（月）午後2時から午後3時まで

場所：宮城県自治会館 304会議室（仙台市青葉区上杉1丁目2-3）

※応募にあたっては、本説明会への出席を条件とする。

12 企画提案書及び団体規約等の添付書類の提出先等

提出先：生涯学習課（宮城県庁行政庁舎15階北側）

提出期限：令和元年7月26日（金）午後5時【必着】

提出方法：持参または郵送

13 審査結果の通知

審査の結果は、すべての応募団体に通知する。

14 委託業務に関する質疑応答

（1）委託業務に関する質問は説明会で受け付け、その場で回答する。

（2）説明会以降の質問は、別紙「質問用紙」にて令和元年7月8日（月）までに、郵便、ファクシミリ又は電子メールで受け付ける。質問用紙による質問への回答は、令和元年7月12日（金）までに、説明会出席の団体に一括して送付する。

15 その他

（1）この企画提案のために応募団体が要した費用は、団体の負担とする。

（2）問合せ先

〒980-8423 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県教育庁生涯学習課生涯学習振興班

TEL: 022-211-3652 FAX: 022-211-3697

E-Mail: syogakl@pref.miyagi.lg.jp